

令和３年８月２０日

まちづくり委員会追加資料

所管事務報告

令和２年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

〈追加資料〉

資料１ 解雇等により住居の退去を余儀なくされた方への市営住宅一時使用について

資料２ かわさきスカイビルについて

まちづくり局

解雇等により住居の退去を余儀なくされた方への市営住宅一時使用について

1 使用状況

1 4戸確保、累計5戸使用、現在は1戸使用中

2 要綱の改正

従来からあった「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の市営住宅等の一時用に関する要綱」について、義務教育終了前の児童との同居を一時使用の要件としていたため、単身者についても一時使用ができるように改正し、令和2年5月11日から施行した。

3 入居条件

(1) 入居資格

次のア及びイのいずれにも該当する方（単身者可）。

ア 解雇等（解雇予定者を含む）に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされていること。

イ 川崎市内に居住している方、又は川崎市内に勤務していた方

(2) 一時提供期間

原則6か月(ただし、状況によって最長12か月まで延長)。

(3) 使用料他

住宅使用料は対象住宅における使用料の最低額に相当する額
光熱水費、共益費は自己負担

4 周知方法等

令和2年5月8日に報道発表し、同日に市議会へ机上配布を行った。

市政だより、市ホームページに掲載したほか、だいJOBセンターとも情報共有を行った。

また、国土交通省のホームページにも記載されている。

5 入居者情報

- ・有馬第1 令和2年5月入居 令和3年5月退去
- ・宮内 令和2年5月入居 令和2年11月退去
- ・有馬第2 令和2年9月入居 令和3年6月退去
- ・有馬第2 令和2年7月入居 令和3年5月退去
- ・有馬第2 令和3年1月入居 (入居中)

かわさきスカイビルについて

1 物件概要

所 在 川崎区南町 1 6 番地 7 (建物の敷地) 及び 1 6 番地 2 9 (駐車場)
敷 地 1 0 6 6 . 1 0 m²
構造規模 鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 1 3 階
住宅部分 住宅 8 0 戸 地上 4 階から地上 1 3 階 (管理組合による自主管理)
店舗部分 地上 1 階 (自己所有の店舗)
地下 1 階 4 店舗 地上 2 階 8 店舗分 地上 3 階 8 店舗分
昭和 4 9 年 (1 9 7 4) 1 0 月着工 昭和 5 1 年 (1 9 7 6) 6 月完成

2 公社の持分

- ・地下 1 階 32.652% ・地上 2 階 32.653% ・地上 3 階 32.653%
- ・駐車場 10%

公社は管理会社である有限会社かわさきスカイビルとの間で委任契約を締結しており、テナントからの賃料が一旦有限会社かわさきスカイビルに入金された後、持分割合に応じて毎月公社に入金されている。

3 経緯

当該敷地の一部を川崎市住宅供給公社が取得し、周辺店舗や旧菅原会館の土地と併せ共同建築を行ったもの。